

### 東久留米市 まち・ひと・しごと創生総合戦略 (28年3月版)を策定しました

少子高齢化に伴う人口減少は、国の深刻な問題となっています。また市においても、将来的に急激な人口減少が予想されています。

国では、人口減少の克服と地方創生を併せて行うことにより、将来にわたる活力ある日本の維持を目指して、31年度までの目標や基本的な方向性、具体的な施策を示した「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

#### 総合戦略の策定

市では、人口の現状と将来の展望を明らかにした上で、地域の特性と実情に合わせて地域の魅力を高めることにより、将来にわたる活力ある社会の維持を目指して、31年度までの目標や基本的な方向性、具体的な施策を示した「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

#### 3つの基本目標

同総合戦略を表すキャッチフレーズとして「都心に近いのに、川遊びの音が響くまち」「住み心地のよい快適空間東久留米」を目指して掲げています。また、3つの基本目標を掲げています。

#### 東久留米チャレンジプラン

これらの施策のうち、まちの将来をつくる柱となる「上の原地区のまちづくり」「旧市立大道幼稚園跡を活用した新児童館の開館」「健康増進・サ

本目標である「住みやすさを感じるまちをつくる」「子どもと文化をはぐくむまちをつくる」「にぎわいと活力あふれるまちをつくる」の実現のために38の施策が位置付けられています。

#### 閲覧場所

同総合戦略は市ホームページのほか、市政情報コーナー(市役所2階)、企画調整課(同4階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館で閲覧いただけます。

#### 住民税課税世帯の方の入院時食事療養費が 変わります

国民健康保険被保険者の方が入院した際に、診療や薬に掛かる費用とは別に、入院時食事療養費として次の通り、標準負担額を自己負担していただき、差し引いた額を国保が負担しています。

療養費における標準負担額  
住民税課税世帯 360円  
住民税非課税世帯(90日まで入院) 210円  
低所得者Ⅱ(過去12カ月で90日を超える入院) 160円  
低所得者Ⅰ 100円

このうち、住民税課税世帯の額が、4月から1食当たり260円から360円に変わります。

なお、住民税非課税世帯の方は変更ありません。難病、小児慢性特定疾病、28年4月1日時点で1年を超えて精神病棟に入院している方の標準負担額も260円に据え置かれます。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

#### 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の 縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(金)から始まります。

これは、市内の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税の納税者が所有する土地・家屋と、他の土地・家屋との価格を比較し、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを確認できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格  
【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

縦覧期間は4月1日(金)～5月31日(火)のいずれも午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)

縦覧対象者 ①固定資産税の納税者(28年1月1日現在市内に固定資産を所有し課税される方) ②納税管理人③代理人(委任状が必要です)

申請方法 課税課で申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかを提示してください。

①運転免許証・健康保険証など、本人確認ができるもの ②28年度の納税通知書(5月上旬に発送)

#### 固定資産税・都市計 画税の課税明細書・ 納税通知書について

28年度の課税明細書・納税通知書を5月上旬に発送しますので、内容をご確認ください。

詳しくは課税課土地資産税係 ☎470・7777(内線2338・2339・2340・7777(内線2342・2344)へ。

#### 納税にご協力を 納め忘れはありませんか

27年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増え、本人確認ができません。詳しくは同課 ☎470・7729へ。

#### 会社などを退職、会社などに就職したら 国民健康保険の加入・喪失の手続きを

市内に住所があつて勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社などを退職したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したとき、国民健康保険の加入・喪失の手続きが必要で、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

#### 勤務先の健康保険に 入れませんか

会社、工場などの法人や従業員が5人以上の個人事業所に勤務している方と、その家族は、勤務先の健康保険や厚生年金などに加入することになります。

パートやアルバイトの方も勤務日数、時間が一般の従業員の4分の3以上ある場合は、勤務先の健康保険や厚生年金に加入することになります。

#### 就学援助の申請を受け付けます

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

28年度にこの制度を受けることができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護の停止または廃止を受けた方
- ②市民税・都民税、固定資産税、国民年金などの掛け金などが減免の方
- ③児童扶養手当の支給を受けている方
- ④生活保護基準に準ずる世帯(準要保護)で、生計を同一とする家族全員の27年分の

申請は、4月18日(月)～22日(金)の午前9時～正午、午後1時～5時(20日(水)は午後7時まで)、市役所6階602会議室で受け付けます。詳しくは学務課学係 ☎470・7779へ。

#### 国民健康保険への加入・喪失・変更手続き

手続きが必要なとき	加入・喪失・変更の際に必要な書類など
市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認め印
勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)、認め印
勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書、認め印
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、分娩に係る領収明細書、世帯主名義の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を廃止されることになったとき	生活保護廃止決定通知書、認め印
市から転出するとき	被保険者証、認め印
勤務先の健康保険に入ったとき、被扶養者になったとき	国保と勤務先の両方の被保険者証(全員分)、認め印
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき、葬儀代の領収証)、喪主の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、認め印

※いずれの手続きも、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類(通知カードなど)と、手続きする方の身元確認書類(免許証など)が必要です。また加入手続きは、同一世帯に国保に加入している方がいる場合は、その方のマイナンバー確認書類(通知カードなど)も必要です。国保をやめた後、国保の被保険者証で医療を受けた場合は、市が医療機関へ支払った医療費を返還していただくこととなります。

医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

各種問い合わせ先  
▼健康保険に関すること  
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111  
▼厚生年金に関すること  
武蔵野年金事務所 ☎042・256・1411  
▼労働基準・労災に関すること  
こと三鷹労働基準監督署 ☎0422・48・1161  
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732 へ。



#### 国民年金 だより

28年度の国民年金保険料は1万6260円です。

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、17～29年度の間、年度ごとに引き上げられることになっています。

これにより、28年度の保険料は670円引き上げられ1万6260円となります。なお、保険料の納め忘れ

がある、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受給できなくなる場合もありますので、保険料は納期限内に納めてください。

国民年金前納引制度(現金払い)については、一定期間の保険料をまとめて納めることにより、割引率が高くなる「前納制度」があります。28年度と同制度の保険料は次の通りです。

【現金前納の支払期間】4月1日～5月2日  
【保険料】1年度分を現金払いで前納すると3460円割引になり、1年度分の保険料額は19万5120円11へ。